

医政地発 0223 第 2 号

平成 30 年 2 月 23 日

各地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 地域医療構想の達成に向けた地方厚生局と都道府県の連携について

地域医療構想（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）は、平成 28 年度中に全ての都道府県において策定され、今後は、地域医療構想調整会議（同法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）を通じて、構想区域（同法第 30 条の 4 第 1 項第 7 号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）ごとにその具体化に向けた検討を進めていく必要がある。

このため、都道府県が、地域医療構想の達成に向けて医療機関などの関係者と連携しながら円滑に取り組めるよう、「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を發出し、

- ・ 公立病院については、「新公立病院改革プラン」を策定した上で、平成 29 年度中に、平成 37（2025）年に向けた具体的対応方針を協議すること。この際、民間医療機関との役割分担を踏まえ公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。
- ・ 公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関については、「公的医療機関等 2025 プラン」を策定した上で、平成 29 年度中に、平成 37（2025）年に向けた具体的対応方針を協議すること。この際、公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。
- ・ その他の医療機関については、担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、速やかに平成 37（2025）年に向けた対応方針を協議すること。

といった開設主体に応じた地域医療構想調整会議の進め方を示したところである。

このような進め方に基づき地域医療構想調整会議における協議を行っていく上では、個別の医療機関ごとの医療機能や診療実績を、地域医療構想調整会議において共有しながら進めていくことが重要である。先進的な都道府県では、都道府県と地方厚生局との連携の下、地方厚生局が、診療報酬の入院料等の選択について届出や事前相談のあった

医療機関に対し、都道府県への事前相談を促すことで、都道府県が将来に向けて担うべき役割や病床機能を変更する可能性のある医療機関の動向を漏れなく把握し、地域医療構想調整会議で共有する仕組みを構築している。

貴職におかれては、今後、管内の都道府県から、こうした仕組みの構築を含め、地域医療構想の達成に向けた都道府県と地方厚生局の連携について協力依頼があった場合には、その対応について特段のご配慮をお願いする。ただし、対応に当たっては、病床機能報告が、各医療機関が各病棟の病床が担う医療機能を自主的に選択し報告する制度であることにご留意いただきたい。

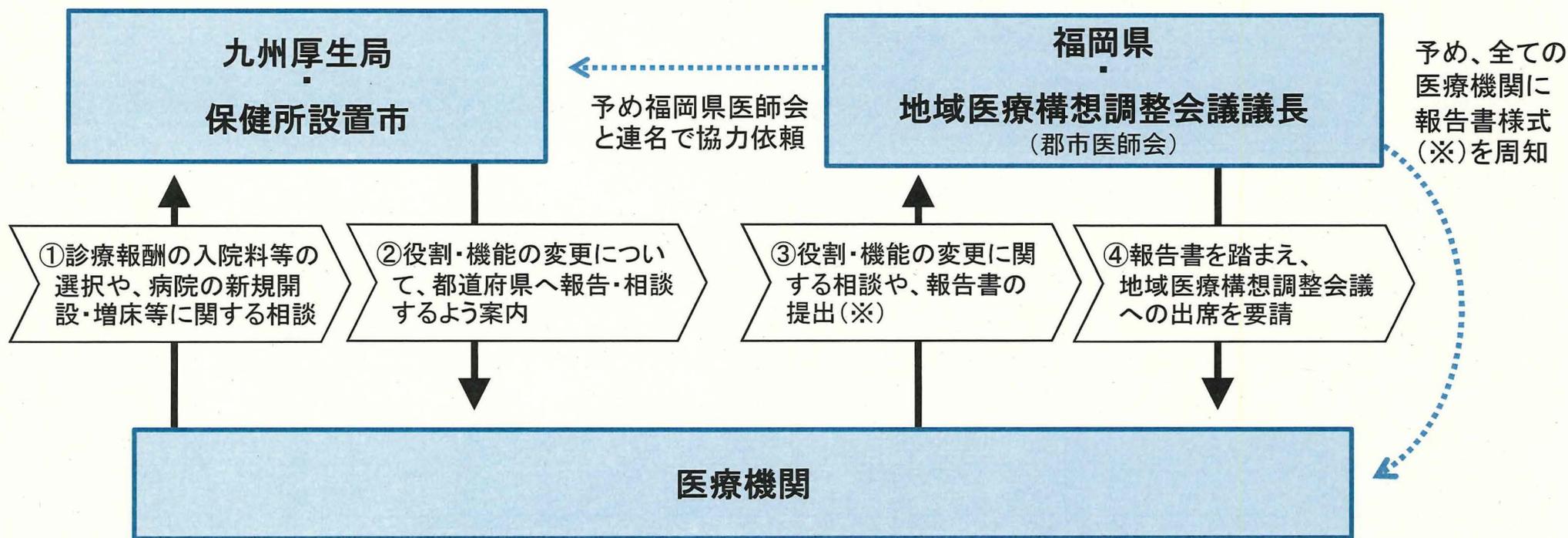
## 地域医療構想の達成に向けた都道府県、地方厚生局、医療機関等の連携の仕組み(福岡県の例)

○福岡県は、福岡県医師会と協力し、管内の医療機関に対し、担うべき役割や医療機能を変更しようとする場合に事前に「報告書」を提出するよう要請。

「報告書」の内容を地域医療構想調整会議の議長に相談し、調整会議への出席要否について判断する仕組み。

○その際、「報告書」が漏れなく提出されるよう、九州厚生局や保健所設置市と連携し、施設基準の届出変更等の機会を捉え、医療機関への周知を徹底。

### 福岡県における関係者間の情報共有・連絡調整のイメージ



#### ※役割・機能の変更に関する報告書

都道府県から医療機関に対し、以下の項目について、変更前・変更後の状況を記載した報告書を提出するよう要請。

- ・許可病床の状況
- ・病床機能の状況
- ・診療報酬の届出状況
- ・開設者の変更
- ・医療機関の統廃合
- ・その他診療体制の変更、診療科の休廃止等

事 務 連 絡  
平成 30 年 2 月 23 日

各都道府県衛生主幹部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

### 地域医療構想の達成に向けた地方厚生局と都道府県の連携について

地域医療構想（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）は、平成 28 年度中に全ての都道府県において策定され、今後は、地域医療構想調整会議（同法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）を通じて、構想区域（同法第 30 条の 4 第 1 項第 7 号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）ごとにその具体化に向けた検討を進めていく必要がある。

このため、都道府県が、地域医療構想の達成に向けて医療機関などの関係者と連携しながら円滑に取り組めるよう、「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を發出し、

- ・ 公立病院については、「新公立病院改革プラン」を策定した上で、平成 29 年度中に、平成 37（2025）年に向けた具体的対応方針を協議すること。この際、民間医療機関との役割分担を踏まえ公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。
- ・ 公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関については、「公的医療機関等 2025 プラン」を策定した上で、平成 29 年度中に、平成 37（2025）年に向けた具体的対応方針を協議すること。この際、公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。
- ・ その他の医療機関については、担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、速やかに平成 37（2025）年に向けた対応方針を協議すること。

といった開設主体に応じた地域医療構想調整会議の進め方を示したところである。

このような進め方にもとづき地域医療構想調整会議における協議を行っていく上では、個別の医療機関ごとの医療機能や診療実績を、地域医療構想調整会議において共有しながら進めていくことが重要である。先進的な都道府県では、都道府県と地方厚生局との連携の下、地方厚生局が、診療報酬の入院料等の選択について届出や事前相談のあった医療機関に対し、都道府県への事前相談を促すことで、都道府県が将来に向けて担

うべき役割や病床機能を変更する可能性のある医療機関の動向を漏れなく把握し、地域医療構想調整会議で共有する仕組みを構築しているため、各都道府県におかれても、地域医療構想の達成に向けた取組の参考とされたい。ただし、病床機能報告が、各医療機関が各病棟の病床が担う医療機能を自主的に選択し報告する制度であることにご留意いただきたい。

なお、本件については、別添写しのとおり、各地方厚生（支）局医療課長に対し、都道府県の取組に対する配慮をお願いしていることを申し添える。